

6-(1)	低公害車であるCNG(圧縮天然ガス)自動車の普及促進
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	消防法 危険物の規制に関する規則 第27条の3 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 第6条、第7条
要望の 具体的内容	<p>ガソリン・軽油スタンドに併設された圧縮天然ガス充填関連設備のうち、圧縮天然ガスディスペンサを、ガソリン・軽油ディスペンサと同じアイランド上に並べて設置できるように消防法改正をしていただきたい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>消防法、危険物の規制に関する規則 第27条の3第6項第4号において、CNG(圧縮天然ガス)のディスペンサ(計量器)は給油空地以外の場所に設置することと規定されており、ガソリン・軽油ディスペンサと同じアイランド(車止めとして設けられた計量器がのせてあるステージ)上へ設置することができない。</p> <p>このためガソリン・軽油スタンドにCNGの充填設備を併設しようとした場合、既存の給油空地以外の場所に、CNGディスペンサの設置場所とCNGを充填する車両の駐車場所も確保しなければならない。</p> <p>特に、CNG車には、トラックなどの大型車が多く駐車場所の確保も困難であり、CNG充填設備を併設する際の大きな障害となっている。</p> <p>この規制を緩和し、CNG充填関連設備のうち、CNGディスペンサを既存のガソリン・軽油ディスペンサと同一アイランド上への設置が可能となれば、CNG充填設備を既存ガソリン・軽油スタンドに併設することが容易になり、天然ガス自動車のインフラであるCNG充填設備の設置数が増え、低公害であり温暖化ガス排出低減に寄与する天然ガス自動車の普及促進を図ることができる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	総務省消防庁危険物保安室 経済産業省原子力安全・保安院保安課

6-(2)	再生可能エネルギーとしての地熱資源活用の促進
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	自然公園法 第20条(特別地域)、第21条(特別保護区)、 自然公園法施行規則 第9条の2(特別地域の区分) 国立公園および国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項(昭和47年3月14日環自企第232号、47公局第240号)
要望の具体的内容	<p>①規制域深部(特別保護区、第一種特別地域地下)の地熱資源を狙いとした規制区域外からの傾斜掘削の許容</p> <p>②規制域(第二種、第三種特別地域)における地熱開発規制の普通地域レベルへの緩和</p>
規制の現状と要望理由	<p>日本国内において温度150℃以上の地熱資源は発電量にして2,000万kW相当以上であると推定されている。</p> <p>しかし、その約80%以上が国立公園の特別地域・特別保護地区内に存在し、その開発に当たっては、工作物の設置、樹木の伐採、土地の形状の変更等による風致景観への影響懸念から、自然公園法の規制を受けており、現状ではこれら地域での地熱発電の開発は事実上不可能となっている。</p> <p>しかし、現在では、技術革新により自然公園法規制地外に設けた掘削基地から規制地地表の景観に影響を与えることなく当該地下に賦存する地熱資源を採取する傾斜コントロール掘削技術も確立されている。</p> <p>よって、現状の特別地域など開発規制を緩和し、発電施設の建設を可能にすることにより、有望な地熱開発対象地域が大幅に増加し、国内の地熱発電量を増やすことが可能になり、温暖化ガス削減につながる。</p> <p>* 6月に閣議決定されている「規制・制度改革に係る対処方針」には、①について「平成23年度検討・結論、結論を得次第措置」、②について「平成22年度中検討開始、結論を得次第措置」とあるが、地熱発電は調査から稼働まで長期間を要するので、早期の実現を要望する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省

6-(3)	地熱発電用地熱井の温泉法からの適用除外
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	温泉法
要望の 具体的内容	<p>現状、地熱井掘削の場合は温泉井戸と目的、掘削技術ともに異なるにも関わらず、温泉法の適用を受けており、同法に基づく温泉審議会による掘削許可を要し、その為には掘削地域の地権者の同意が必要である。</p> <p>これにより、掘削方法として傾斜法が多く、同意が必要な地権者の多くなる地熱井では、温泉井戸以上に掘削許可までに多くの時間を要している。</p> <p>このため地熱発電用地熱井の温泉法からの適用除外を要望する。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>地熱井と温泉井は同じ地下熱を利用するものであるが、一般にその対象とする地下熱の存在する深度は異なり、利用する温度や圧力も異なるために掘削技術も大きく異なる。</p> <p>そのため、地熱井を温泉法から切り離し、新たに地熱法等を制定し、掘削許可の判断については、地熱井による周辺環境への影響を含め審議されることを要望する。</p> <p>* 6月に閣議決定されている「規制・制度改革に係る対処方針」には、「温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。＜平成22年度中検討開始、結論を得次第措置＞」とあるが、そもそも地熱井は温泉法の対象とすべきではない。地熱発電は調査から稼働まで長期間を要するので、早期の実現を要望する。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

6-(4)	潜熱回収型給湯器のドレン排水処理に関する行政手続きの統一化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	下水道法第10条／同施行令第8条
要望の 具体的内容	<p>潜熱回収型給湯器のドレン排水を雨水排出として認めるという行政ルールを統一化していただきたい。</p> <p>下水道法第10条但し書きと施行令第8条の解釈として、下水道管理者の許可があれば、潜熱回収型のドレン水のように水質基準を満たす清浄な水は、汚水ではなく雨水としてみなし排出してよいとされる。一部の行政では排水設備要覧への記載をすることにより許可の取扱いが公表されているが、限定的であり、統一されることが望ましい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>潜熱回収型給湯器は排気ガスが持つ潜熱を回収することにより、燃焼効率を高めているため、排気中の水蒸気が凝縮し、ドレンが生じる。潜熱回収型給湯器のドレンは下水道法上「汚水」に該当することから、原則として公共下水道に流入させる必要があり、分流式下水道においては専用管を敷設するか污水管に接続する必要がある。</p> <p>一方、下水道法では、特別な事情により公共下水道管理者の許可があれば、汚水を雨水系統に流入させることができるとされている。かねてより国土交通省や横浜市に対しては、ドレン水の成分を雨水系統に流しても問題がないことを説明し、口頭では承認を得ているが、法適用の明文化がされていないことから、容認されている横浜市に適用がとどまっている。</p> <p>以上のことより、ドレン水を雨水系統へ流しても良いという形で明文化することを要望する。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課

6-(5)	住宅の省エネ性能評価モデルの統一
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	<p>「エネルギーの使用の合理化に関する法律」  「住宅の品質確保の促進等に関する法律」</p>
要望の具体的内容	<p>「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下省エネ法)および「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(以下住宅品質確保法)では、それぞれ「住宅建築主の判断の基準」(省エネ法)および「評価方法基準」(住宅品質確保法)において、同じ住宅の省エネ性能を評価するモデルプランが異なっており統一簡素化を要望する。</p>
規制の現状と要望理由	<p>「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下省エネ法)では、住宅等の新築・増改築時等における省エネ措置の届出が義務付けられており、また、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(以下住宅品質確保法)では、住宅の性能を表示するための評価制度を定めている。</p> <p>それぞれの法令に基づき住宅の省エネ性能を評価するにあたっては、「省エネ法」では、「住宅事業建築主の判断基準」に基づく「住宅設備機器のエネルギー消費量の評価」が用いられ、一方、「住宅品質確保法」では、「評価方法基準」に基づく「住宅の断熱性評価」が用いられており、同じ住宅の省エネ性能を評価するためのモデルプランが異なっている。このため、それぞれの結果を兼用することができない。</p> <p>同じ断熱特性を評価するために、2つのモデルプランを検討するのは無用の負担を生じさせており統一を要望する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省、経済産業省

6-(6)	中小水力発電所の普及促進
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電気事業法 第42条、第43条、第48条 電気事業法施行規則 第50条、第52条、第65条
要望の 具体的内容	<p>①電気事業法 第42条および第48条における保安規定届出および工事計画届出および保安規定届出の対象を中小水力発電においても太陽光発電設備および風力発電設備と同等(工事計画届出 500kW以上、保安規定届出20kW以上)とする。</p> <p>②電気事業の中小水力発電における電気主任技術者およびダム水路主任技術者の選任について、小規模の場合やダム以外の場所に設置する場合は、ダム水路主任技術者の選任は不要とする。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>電気事業法において、発電所の工事計画届や保安規定届義務は、自家用電気工作物としての太陽光発電と風力発電については、工事計画届が出力500kW以上、保安規定届が出力20kW以上を対象としているが、中小水力発電については出力に係らず、自家用電気工作物の全てが届出の対象となっており、電気事業者でない民間事業者が中小水力発電所を設置する上で障害となっている。</p> <p>中小水力発電所の普及促進のためにも、自家用電気工作物の保安規定および工事計画の届出対象は、発電機の出力に依存するものであり、その動力源とは直接関係ないため、太陽光発電や風力発電と同等の基準とするべきである。</p> <p>また、水力発電所は、規模や設置場所に係らず、ダム水路主任技術者の選任が義務付けられているが、民間事業者が工場等の工業用水管路に水車を設置する場合もあり、規模や設置場所により、ダム水路主任技術者の選任を不要とすべきである。</p> <p>これらの緩和により、再生可能エネルギーの導入が促進され、温暖化ガス排出削減につながる。</p> <p>また、6月に閣議決定されている「規制・制度改革に係る対処方針」において、再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直しにおいて平成22年度中に、検討・結果としているが、太陽光発電しか挙げられておらず、中小水力発電についても同様の検討を要望する。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業局

6-(7)	放射線発生装置移動使用範囲の拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	放射線発生装置等による放射線障害の防止に関する法律 第10条6項 放射線発生装置等による放射線障害の防止に関する法律施行令 第9条
要望の 具体的内容	<p>放射線発生装置の使用の場所は、放射線発生装置等による放射線障害の防止に関する法律(以下、放射線障害防止法)第3条に基づき、許可が必要であるが、同法施行令第9条に、使用場所の変更が届出のみで足りる放射線発生装置の種類、使用目的について以下のように定めている。</p> <p>①直線加速装置／橋梁又は橋脚の非破壊検査 ②ベータトロン／非破壊検査のうち文部科学大臣が定めるもの ③コッククロフト・ワルトン型加速装置／地下検層</p> <p>上記のうち①、③について、その使用目的に「塔槽類・配管類の非破壊検査」の追加を要望する。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>国内の石油化学プラント塔槽類・配管類の検査は、現状では目視や、人間が直接センサーを当てることにより実施している。</p> <p>しかし、この方法では、足場を組む必要があり、作業に危険を伴うこと、経験も要する作業のために人材の確保が困難であり、費用もかかるといった問題がある。</p> <p>そこで、茨城県では経済産業省平成18年度地域新生コンソーシアム研究開発事業の委託を受け、石油化学プラントの外面腐食環境診断(保温材下水分検査)を合理的に行うための研究開発を進め、より簡便な方法として、直線加速器による高エネルギーX線診断と、コッククロフト・ワルトン型加速器によるパルス中性子を用いたスクリーニング診断が開発され、放射線を利用した石油化学プラントの検査の有効性が示された。</p> <p>さらに、経済産業省平成20年度地域イノベーション創出研究開発事業で開発されたセンサー搬送システムと組み合わせることにより、足場を組むことなく検査を実施することができ、検査費用の軽減の可能性も示された。</p> <p>本要望の通り、届出による直線加速器並びにコッククロフト・ワルトン型加速器の「塔槽類・配管類の非破壊検査」への使用が認められれば、上記の診断システムの使用が可能となり、検査費用が大幅低減される上、事故の未然防止に貢献するとともに、新規保全事業化も期待できる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室

6-(8)	燃料電池発電設備に関する技術基準省令の改正
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 第32条(安全弁等)の第2項          発電用火力設備の技術基準の解釈 第47条(安全弁等)の第6項</p>
要望の具体的内容	<p>家庭用を中心に今後普及が見込まれる固体酸化物型燃料電池(以下SOFCと略す)の耐圧部分には、過圧防止装置の設置が省令上義務付けられている。</p> <p>この度、その過圧防止装置を省略しても機器の安全性が確認できたので、過圧防止装置の省略を省令上可能とし、SOFCのコストダウンおよびユーザーのランニングコスト低減による普及促進を図りたい。</p> <p>付いては発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(以下、火技省令と略す)第32条等の改正を要望する。</p>
規制の現状と要望理由	<p>小形(家庭用)燃料電池は主として一般家庭に導入されるため、平成12年度から固体高分子型燃料電池(以下PEFCと略す)システムを対象として官民挙げて規制見直しの取り組みがなされた結果、平成16年度までに過圧防止装置省略を含む電気事業法、消防法に関わる計7項目の規制緩和が実現された。</p> <p>一方、固体酸化物型燃料電池(以下SOFCと略す)システムにおいても、平成18年12月の電気事業法関連の1項目が規制緩和されたのを皮切りにPEFCと同様の項目の規制緩和が順次実現され、本年3月末現在で電気事業法関連の過圧防止装置省略が残るのみとなった。そして、過圧防止装置省略時の安全性検証データ取得が(社)日本ガス協会が昨年度までに完了した。この検証データをもとにSOFCの過圧防止装置省略に係る省令改正要望書を日本電気技術規格委員会(事務局:日本電気協会)に提出し、本年6月末現在、本委員会において過圧防止装置を省略したSOFCの安全性が承認されたところである。PEFCに比べて原理的に内部圧力が上昇しにくいSOFCで過圧防止装置の設置義務が残されているのは不自然であり、速やかにSOFC過圧防止装置省略に係る省令改正を求める。</p> <p>過圧防止装置の省略は、部品点数の削減によるコスト低減だけではなく、同装置の点検・交換を省略できることでユーザーのランニングコストの低減にもつながるものである。早期に規制緩和が実現してSOFCが普及することにより地球環境保全に貢献できることを期待する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

6-(9)	省エネ法に基づく定期報告書等の提出先の一元化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条、第92条 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2、第21条の10
要望の 具体的内容	<p>省エネ法が特定事業者に対して毎年提出を求めている定期報告書・中長期計画書、温対法が特定排出者に提出を求めている温室効果ガス算定排出量等の報告書について、現行では省エネ法が事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管官庁、温対法が当該特定排出者の事業を所管する全ての大臣に同じものを提出するよう求めているところ、1カ所に提出すれば足りることにすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>省エネ法は、事業者全体で1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl以上の特定事業者等に対して、その設置している工場等におけるエネルギー使用量等についての定期報告書並びにエネルギーの使用の合理化の目標達成のための中長期計画書を、事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁に提出するよう求めている。</p> <p>温対法は、事業者全体で1年間のエネルギー使用量が1,500kl以上となる特定排出者等に対して、温室効果ガス算定排出量に関する報告書を、当該特定排出者に係る事業を所管する全ての大臣に提出するよう求めている(温室効果ガスがエネルギー起源CO2のみの場合には省エネ法の定期報告書をもって報告書に代えることができる)。</p> <p>これは、複数の省庁に同時に同じ書類を提出しなければならないという点で、事業者の負担であるだけでなく省エネという観点からも非効率であり、提出先は一元化すべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省資源エネルギー庁

6-(10)	省エネ法に基づく報告と各自治体の地球温暖化対策条例等に基づく報告の一元化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	エネルギーの使用の合理化に関する法律 各自治体における地球温暖化対策条例等
要望の 具体的内容	<p>省エネ法が特定の事業者に対して報告を求める事項と各自治体が地球温暖化対策条例等で特定の事業所に対して報告を求める事項については、1年度間のエネルギー使用量等重複したものが多いことから、自治体が国に対して情報の提供を求めることができる仕組みを構築し、提出窓口の一元化と書式・内容の統一を図るべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>省エネ法は、事業者全体で1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl以上の特定事業者等に対して、その設置している工場等におけるエネルギー使用量等についての定期報告書並びにエネルギーの使用の合理化の目標達成のための中長期計画書を主務大臣に提出するよう求めている。一方、都道府県や政令市等が定めている地球温暖化対策条例等でも同じ事項についての報告を求めているものが多い。</p> <p>実質的には共通する部分の多い報告を個別の自治体に対して行うことが求められていることは、個々の企業において莫大なコストが発生するばかりでなく、日本の社会全体として極めて非効率である。</p> <p>また、省エネは、国、地方自治体、事業者を含めて国全体で一体として取り組むべき課題であり、届出の内容や様式も統一化すべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省

6-(11)	省エネ法における「住宅・建築物関係」の対象範囲の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)
要望の具体的内容	省エネ法「住宅・建築物関係」の届出対象範囲の限定。
規制の現状と要望理由	<p>省エネ法は、「工場・事業場関係」、「住宅・建築物関係」、「輸送関係」の各分野にわかれ、それぞれ届出義務、事業者の判断基準の遵守義務がある。そのうち、「工場・事業場」・「住宅・建築物」の分野は、製造業にとっては重複する項目が多く、業務が煩雑になっている。(例:省エネ法「住宅・建築物」における空調導入時の届出および定期報告)</p> <p>「工場・事業場」の規制内容が充満しているため、「住宅・建築物」については重複を解消し、大幅に対象範囲を限定すべき。</p> <p>「住宅・建築物」で規定される3年ごとの定期報告も管理が煩雑なため、「工場・事業場」の届出に統合すべき。届出等の事務対応に時間が取られ、肝心の省エネ活動が阻害されるようなことは避けたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省(工場・事業場関係)・国土交通省(住宅・建築物関係)

6-(12)	省エネ法における地縁的一体性を持った複数事業所の取り扱いの適用範囲拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条第3項
要望の具体的内容	<p>地縁的一体性を持った複数事業者の取扱いの考え方を産業部門だけでなく業務部門にも適用すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>地縁的一体性を持った複数事業者の取扱いの考え方は、その報告対象となっているエネルギー管理に関する事項を、エネルギー利用の実態に近づけることを意図したものであり、産業部門だけでなく業務部門にも適用可能である。</p> <p>2010年第1回国民の声では「省エネの推進が図られない」ことを危惧されているが、従来からオフィスビルの省エネ活動は、入居する会社単位の活動ではなくビル全体の活動として推進されているのが実態である。例えば、オフィスビルに複数の企業が入居している場合には、個々の企業でエネルギー管理を行うのではなく、一般的にはオーナーやビルマネジメント会社およびテナント企業が構成する省エネ委員会等によって、省エネの推進を図っているところである。</p> <p>以上の実態を踏まえると、少なくとも、ビルオーナーおよびテナントの協議により両者が「グループ企業など利害関係が一致しており」かつ「覚書」がある場合には、エネルギー管理の範囲について、全体もしくは一部をひとつの法人に集約して義務と責任を負うことができるものとする。少なくともそのような場合には、地縁的一体性を持った複数事業者の取扱いの考え方を業務部門に適用すべきであり、とくに関連会社が所有・入居するビルの場合には、グループ会社間の賃借・転貸物件におけるエネルギー使用量の振り分け作業がなくなることにより、企業全体の業務負担が軽減されると同時に、本来の方の趣旨であるエネルギー管理の本来の活動に注力することが可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省